

平成27年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

- 1 開催日時 平成27年5月1日（金） 15:50～
- 2 開催場所 青森市役所第2庁舎2階庁議室
- 3 対象施設 青森市立後潟児童館、青森市立戸山児童館、青森市立野内児童館、
青森市立高田児童館、青森市立安田児童館、青森市立相野児童館、
青森市立平新田児童館、青森市立三内児童館、青森市立奥内児童館

4 出席者

- (1) 選定評価委員会
委員長 相馬 紳一郎（市民政策部理事次長事務取扱）
副委員長 鈴木 裕司（総務部理事次長事務取扱）
委員 多田 弘仁（財務部次長）
委員 工藤 智（農林水産部次長）
委員 舘山 新（都市整備部次長）
委員 森 宏之（青森大学教授）
委員 古川 司（東北税理士会青森支部税理士）
- (2) 施設所管課（子育て支援課）
課長 鹿内 利行
副参事 松本 和久
主査 江刺家 勝義
- (3) 制度所管課（政策推進課）
課長 佐々木 淳
主幹 岩渕 寿哉
主事 小野 寛史

5 案件 指定管理者制度導入の適否について

6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。

- (1) 指定期間 5年間
- (2) 利用料金制 なし
- (3) 募集形態 公募

7 主な質疑内容

(委員)

前回も公募であったが、応募団体は何団体あったか教えていただきたい。

(施設所管課)

現在の指定管理者である社会福祉法人青森市社会福祉協議会を含め4団体から応募があった。

(委員)

児童室と児童館の違いを教えていただきたい。

(施設所管課)

児童室は、建物の一室で児童館と同様の事業を行っており、児童館に準ずる施設として取り扱っている。